

社会福祉法人 阿部睦会
共楽荘訪問介護福祉サービスセンター運営規程
(指定訪問介護事業及び指定第1号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する共楽荘訪問介護福祉サービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び指定第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」または「ヘルパー」という。)が、要介護状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共楽荘訪問介護福祉サービスセンター
- (2) 所在地 横須賀市衣笠栄町4丁目14番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、相談、訪問計画の作成等を行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員 2.5名以上
訪問介護員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時15分から午後6時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

【指定訪問介護事業】

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

【指定第1号訪問事業】

- (1) サービス提供区分 ①訪問型サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
- ②訪問型サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
- ③訪問型サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超える場合

【介護保険外】

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 院内介助・付き添い介助

2 事業を提供した場合の料金は、介護報酬告示の額とし、事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割とする。介護保険外のサービスについては別表③ 介護保険外又は通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）によって計算した金額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 実施地域を越えて行う介護支援サービスに要した交通費は実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合は1キロメートルにつき50円とする。

5 キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先 電話 046-851-1904

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、原則として、サービス利用の前々日までにご連絡ください。なお、当日キャンセルの場合は、1,000円をキャンセル料としていただきます。

6 前項に定めるほか、事業所における利用料は別表1のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市とする。

(緊急時における対処方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講

じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 事故が発生した時は、次の対応を行う。

(1) 市町村、家族、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(2) 訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(3) 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(4) 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性の高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、

管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を

講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や

かに行うものとする。

（秘密保持）

第 12 条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間終了後においても第三者に提供することはありません。

2 事業所は、あらかじめ個人情報使用同意書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

（苦情、相談体制）

第 13 条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをしてはならない。

(衛生管理)

第14条 サービスに使用する備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努め、感染症発生とまん延防止のための措置を構じる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等に関すること)

第16条 事業所はご利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを次のように定める。

(1) ご利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合には、「身体的拘束等適正化検討委員会」において定めた手続きに基づくものとする。

(2) 身体的拘束等を行う際は、ご利用者又は家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得たうえで行う。

(3) 身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を別に定める書類に記録する。なお、緊急やむを得ない場合に該当しなくなったときは直ちに解除する。

(ハラスメントに関すること)

第17条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は、社会福祉法人阿部睦会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条指定訪問介護の内容を次のように改める。

(1) 身体介護 (2) 生活援助 (3) 通院等乗降介助

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。(第 6 条第 4 項を追加。)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条第 2 項に「相談、」を追加。)

この規程は、平成 23 年 10 月 4 日から施行する。(第 1 条対象者一部削除、第 4 条職員定

数追加及びヘルパー名称変更)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条介護福祉士数変更、第 5 条営業日表記変更)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 6 条第 5 項料金表の追加)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条訪問介護員等変更、第 6 条別表 1 料金表変更)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 条訪問介護員等変更 第 6 条別表 1 料金表変更)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条訪問介護員等変更)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 6 条別表 1 料金表変更)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 6 条別表 1 料金表変更)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条職員の員数変更、第 6 条別表 1 料金表変更)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。第 4 条第 3 号訪問介護員等①介護福祉士のうち非常勤職員の員数変更、第 6 条第 2 項の「その 1 割または 2 割とする。」を「その 1 割、2 割または 3 割とする。」に変更する。同条第 5 項の別表 1 の変更。

第 9 条を第 10 条に改め、その上に「(事故発生時の対応) 第 9 条」を加える。

第 10 条第 1 項の「(2) 継続研修 年 2 回」の次に、「(3) 福祉サービス第三者評価事業」を加える。第 10 条を第 12 条に改め、その上に「(苦情・相談体制) 第 11 条」を加える。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条訪問介護員等変更、第 6 条別表 1

料金表変更)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条訪問介護員等変更、第 6 条別表 1

料金表備考一部削除)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。(第1条、第6条別表1料金表備考、第12条)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第4条訪問介護員等変更、第9条虐待防止のための措置に関する事項追加)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第6条5項キャンセルについてを追加、第11条緊急時等における対応方法を追加、第14条衛生管理、第15条業務継続計画の策定等、第16条身体的拘束等に関すること、第17条ハラスメントに関すること、別表1料金表の変更)

別表 1

共楽荘訪問介護福祉サービスセンター指定訪問介護利用料

令和 6 年 4 月 1 日

1. 訪問介護の介護報酬に係る費用

① 指定訪問介護の介護報酬に係る費用

項 目		所要時間及び内容	単 位	利用者 負担額 1 割	利用者 負担額 2 割	利用者 負担額 3 割
訪 問 介 護	身体介護	20 分未満	163 単位/回	177 円	354 円	530 円
		20 分以上 30 分未満	244 単位/回	265 円	529 円	794 円
		30 分以上 1 時間未満	387 単位/回	420 円	839 円	1,259 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位/回	615 円	1,230 円	1,844 円
		以降 30 分を増すごとに	82 単位/回	89 円	178 円	267 円
	生活援助	20 分以上 45 分未満	179 単位/回	194 円	388 円	582 円
		45 分以上	220 単位/回	239 円	477 円	716 円
	身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20 分以上	65 単位/回	71 円	141 円	212 円
		45 分以上	130 単位/回	141 円	282 円	423 円
		70 分以上	195 単位/月	212 円	423 円	634 円
初回加算	サービス提供責任者 が初回又は初回と同 月内に訪問した場合	200 単位/回	217 円	434 円	651 円	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の利用者負担額には、介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の金額は含まれておりません。 ・利用者負担額は、総単位数に地域区分 4 級地（10.84 円）を掛けて換算して表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなります。1 か月の合計単位数で計算した場合の目安であり、多少の誤差がでます。 ・令和 6 年 5 月末までは、単位数の合計に 13.7%相当の介護職員処遇改善加算 I、4.2%相当の介護職員等特定処遇改善加算 II、及び 2.4%相当の介護職員等ベースアップ等加算が加わります。 ・令和 6 年 6 月 1 日以降、特定事業所加算 IV(所定単位数に 3% 上乗せ)が加わります。 ・令和 6 年 6 月 1 日以降、単位数の合計に 22.4%相当の介護職員等処遇改善加算 II が加わります。 ・介護保険負担割合証に応じてサービス利用料が異なります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。 ・利用者の都合でサービスを中止する場合には、原則として、サービス利用の前々日までにご連絡ください。なお、当日キャンセルの場合、1,000 円をキャンセル料としていただきます。 					

② 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスに係る費用

項 目	回数及び内容	単 位	利用者負担額	
第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	訪問型サービス費Ⅰ (事業対象者) (要支援1・要支援2)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1,176 (月) 月5回以上の場合 1割 1,275円/月 2割 2,550円/月 3割 3,825円/月	
			287 (回) 1割 312円/回 2割 623円/回 3割 934円/回	
	訪問型サービス費Ⅱ (事業対象者) (要支援1・要支援2)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	2,349 (月) 月9回以上の場合 1割 2,547円/月 2割 5,093円/月 3割 7,639円/月	
			287 (回) 1割 312円/回 2割 623円/回 3割 934円/回	
	訪問型サービス費Ⅲ (事業対象者) (要支援2)	週3回程度の訪問型サービスが必要とされた者	3,727 (月) 月13回以上の場合 1割 4,040円/月 2割 8,080円/月 3割 12,120円/月	
			287 (回) 1割 312円/回 2割 623円/回 3割 934円/回	
	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合	200 単位/月 1割 217円/月 2割 434円/月 3割 651円/月	
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の利用者負担額には、介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の金額は含まれておりません。 ・利用者負担額は、総単位数に地域区分4級地(10.84円)を掛けて換算して表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなります。1か月の合計単位数で計算した場合の目安であり、多少の誤差がでます。 ・令和6年5月末までは、単位数の合計に13.7%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰ、4.2%相当の介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、及び2.4%相当の介護職員等ベースアップ等加算が加わります。 ・令和6年6月1日以降、単位数の合計に22.4%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅱが加わります。 ・介護保険負担割合証に応じてサービス利用料が異なります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。 ・利用者の都合でサービスを中止する場合には、原則として、サービス利用の前々日までにご連絡ください。なお、当日キャンセルの場合、1,000円をキャンセル料としていただきます。 		

(2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となり以下の料金表となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

③ 介護保険外又は通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項 目		所要時間及び内容	利用者 負担額 10 割
訪 問 介 護	身体介護	30 分未満	¥2,645
		30 分以上 1 時間未満	¥4,195
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	¥6,146
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	¥10,580
		2 時間以上は 30 分毎	¥2,645
	生活援助	30 分未満	¥1,192
		30 分以上 1 時間未満	¥2,385
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	¥3,576
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	¥4,768
		2 時間以上は 30 分毎	¥1,192
	院内介助	30 分未満	¥1,000
		30 分以上 1 時間未満	¥2,000
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	¥3,000
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	¥4,000
		2 時間以上は 30 分毎	¥1,000
※同一時間帯に 2 名以上でサービスを提供した場合、かかった人工の料金をいただきます。 ※夜間(午後 6 時から午後 10 時)は 25%の割増料金 ※早朝(午後 6 時から午前 8 時)は 25%の割増料金 ※深夜(午後 10 時から午前 6 時)は 50%の割増料金 ※・利用者の都合でサービスを中止する場合には、原則として、サービス利用の前々日までにご連絡ください。なお、当日キャンセルの場合、1,000 円をキャンセル料としていただきます。			